

様式第62号の3

(不動産、自動車、建設機械、船舶、航空機、特許権、著作権等の場合)

差 押 調 書

滞 納 者			住 所 (所在地)				氏 名 (名 称)				
滞 納 金 額	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過少申告 不申告 加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納 期 限 督促状発付日	備 考
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円	・ ・	
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・	
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・	
	合 計			円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)							
差 押 財 産	名 称			数 量	性 質		所 在				
備 考	保管方法、封印の枚数、公示書の掲示場所その他										
<p>上記の市税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき、上記の財産を差し押さえます。</p> <p>差押書発送の日 年 月 日 年 月 日においてこの調書を作ります。 (根拠法令一国税徴収法第47条第1項第1号、第68条第1項、第70条第1項、第71条第1項)</p> <p style="text-align: right;">美唄市 職氏名</p>											

- 摘要 1 差押財産について、登記(登録)又は仮登記(仮登録)がされていた場合には、その年月日と受付番号を、仮差押え又は仮処分がされていた場合にはその年月日と事件番号を「差押財産」欄に併せて記載すること。
- 2 この調書は、「差押書」と併せて複写により作成すること。
- 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。